

令和4年度第2回関東学生法律討論会

日時：2022年10月8日（土）

会場：専修大学神田キャンパス（予定）

分野：刑法

参加校：慶應義塾大学・駒澤大学・専修大学・中央大学・日本大学・明治大学・立教大学・早稲田大学（順不同）

問題：

以下の【事実】を読み、甲、乙及び丙の罪責について論じなさい。なお、丙宅への立ち入り、B名義口座の開設・購入に掛かる罪責、その他、特別法違反については論じる必要はない。

【事実】

- 1 甲男（44歳）は、令和4年某月、入手した高齢者の名簿を基に、キャッシュカードとその暗証番号を取得して預金を引き出そうと考え、次のようなマニュアルを作成した。[1] 金融庁職員になりすました掛け子（甲）が、高齢者宅に携帯電話で電話をかけ、「詐欺の被害に遭っている可能性があります、被害額をお返しますが、それにはキャッシュカードが必要です。」等と申し向けて、被害回復・防止に努めているかのように装い、相手方を信じさせる。[2] 相手方が信じてきた場合には、「金融庁の職員が封筒を持参しますので、その封筒の中にキャッシュカードと暗証番号を書いたメモを入れてください。」「職員がキャッシュカードを確認したら直ちに返却しますが、ご自宅で保管し3日間は使わないでください。」などといった発言をする。次いで、[3] 金融庁職員役の受け子が相手方宅を訪れて、予め用意した封筒に相手方のキャッシュカードと暗証番号を書いたメモを入れさせた後、封をして割印をする必要があるので印鑑を取ってくるように申し向け、相手方が目を離した隙に、キャッシュカード等が入った封筒を予め用意していた別の封筒とすり替え本物を持ち去る、というものである。更なる調査の結果、甲は、ターゲットをA女（70歳）と丙男（75歳）に絞り込んだ。またインターネットの闇サイトを介して、受け子として、金に窮していた乙男（28歳、身長175cm、体重65kg）を選んで計画の説明をし、うまくいった場合の乙の分け前を20%と取り決めた。
- 2 同月某日の午前10時ごろ、甲は、乙をA宅付近に待機させた上でA女に架電し、金融庁職員を名乗った。ところが、Aは、その直前に同人名義のX銀行口座のインターネットバンキングサービス（以下、「IB」という。）を利用した際に、「パスワードが漏洩しました。」と表示されたことを気にしていたため、その件で関係者が架電してきたものと一方的に誤信し、甲に調査を依頼してきた。甲は、これを奇貨として、「詳しい状況を教えてください。」などと言葉巧みにX銀行A名義口座のIBに必要な「第1、第2パスワード」、「お客さま番号」等（以下、「本件パスワード等」という。）を聞き取

った上で、「早速ログインして調査します。本日午後3時ぐらいには調査結果をご報告しますので、しばらくお待ちください。」と伝えて電話を切った。甲は、乙に「A宅に行く必要はなくなった。」と電話した。

3 その後甲は、ネットカフェY店の備え付けパソコンを操作してX銀行のI Bの画面にアクセスし、本件パスワード等を用いてAのマイページにログインし、預金残額金200万円全額を、以前Bに開設させ甲が購入していたZ銀行のB名義口座(残高200円)に振込送金した。そして、同日の午前中に、甲は、サングラスとマスクを着け、Z銀行C支店の現金自動預払機から金200万円を払い戻した。

4 甲は、「何事も臨機応変さが大事だな。」と考え、乙にも「マニュアルは一応のものだから、その場の判断で適宜動いてくれ。」と伝えた。乙は計画が変更されたことで分け前が得られず、不満に思っていたが、マニュアル通りに進まないこともあると考えていたため一応賛同した。一方で、臨機応変な行動のためには、いざという時のための備えが必要と思い、甲には黙って小型ナイフ(刃体の長さ10センチメートル。以下、「本件ナイフ」という。)を携帯することにした。

5 数日後、甲は、上記とは別の携帯電話を用いて次のターゲットの丙男(身長172cm、体重62kgで柔道の有段者)に架電し、「金融庁の者ですが。丙さんのキャッシュカードが悪用されている恐れがあります。」などと電話に出た丙に申し向けたが、丙は、直感的に特殊詐欺その他の類似犯罪の電話だと看破した。丙は、某企業を定年退職した後は悠々自適の生活をしてきたが、全共闘全盛の大学生時代には、過激派同様の抗争に明け暮れていた経験があったため昔の血が騒ぎ、「警察なんか頼りにならないし、つまらん犯罪に手を染めた若い者ととっちめた上で警察に突き出してやろう。」と考え、騙されたふりをして、警察に通報せずに犯人を返り討ちにしてやろうと画策した。

そこで、甲が「詐欺の被害に遭っている可能性があります。」などというマニュアル[1]に沿った発言をしてきたのに対して、丙は信じる様子を見せ、「電話だとよく分からないから、どう対策を立てればいいのか自宅に来て直接説明してくれませんか。」と申し向けた。甲は、労せずに次のステップに行けるなどと思い、臨機応変に「近くの職員がご自宅に伺いますので、詳しい説明はその職員からお伝えします。」と述べて電話を切った。

6 その直後、甲は乙に架電し、上記経緯を伝え、怪しまれないように30分ぐらい時間をおいて訪問して、マニュアル[2]の手順から丙に説明するよう指示した。その25分後、丙から電話が掛かってきたため甲が電話に出ると、「職員の方はまだ来ないんですか。」と問われたため、「今ご自宅の近くにいるので、あと数分で伺えると思います。」と甲が応答したところ、丙は「それではお待ちしていますよ。」と述べて電話を切った。

7 甲は、丙の言い方が引っかかったため、乙に架電して、「このターゲットは何か変な感じがするから、今回は中止だ。」と伝えた。乙は丙宅の200m付近まで赴いており、再び中止となってはまた金が得られないと思い、中止する意思がないのに応じるふりをして、このまま実行して金を独り占めにしてしまおうと考え、「分かりました。」と甲

に答えて電話を切った。

8 その数分後、乙は、丙宅を訪問し、これに応じた丙に対し、マニュアル〔2〕に沿い、用意した封筒にキャッシュカードと暗証番号のメモを入れるよう指示すると、丙は、使っていないキャッシュカードと適当な番号を書いたメモを封筒（以下、「本件封筒」という。）に入れて、乙に確認してもらうために手渡した。すると乙が「割印のため印鑑が必要なので、お持ちください。」と指示してきたので、丙は、本件封筒を玄関口に置いたまま、居間の方に行くふりをし、乙の様子を窺った。それを知らない乙は、懐から別の封筒を取り出して本件封筒とすり替えて懐に入れたが、すかさず丙が「今すり替えただろ。」と詰め寄ってきたため、これを免れるために持参していた本件ナイフを左手に持って突き出した。丙は、アポ電強盗のような凶悪犯罪の可能性も予期していたことから、それを冷静に躲して乙の腕をねじり上げ、乙を玄関の床に組み伏せた。その際、乙は、玄関の上がり框に顔面を強打して左右門中歯を根本から折る傷害を負った。乙は、しばらく丙に組み伏せられていたが、乙の口からの出血のあまりの多さに丙が力を弱めた隙を突いて逃走した。この一連の過程で、乙は一旦懐に収めた本件封筒をその場に落としており、最終的には何も取得することができなかった。

なお、甲は、闇サイトで乙を受け子として採用した後、計画の説明は電話等の通信機器だけを用いており、互いに対面したことはなかったが、乙の暴力事犯の前科・前歴については把握していた。また、丙宅のそばには警察署が所在しており、特殊詐欺の電話があった旨通報していれば、比較的短時間で警察官が現場に駆けつけることができる態勢であったものとする。

出題：専修大学法科大学院 教授 稲垣悠一